

原子力規制委員会による東電・福島第一原発からの汚染水海洋放出に関する計画承認に抗議する

非営利未来型株式会社は

7月22日、原子力規制委員会は、東電・福島第一原発汚染処理水の海洋放出設備の設置に伴う実施計画の変更申請を認可した。私たちは、以下の理由から断固抗議するとともに、認可の撤回を求める。

放射性物質は集中管理が原則であり、環境中に放出すべきではない。まして、濃度基準をクリアするために大量の海水で希釈して放流するというやり方は、1970年代の悪徳企業による規制逃れの方策であって、それを国の機関が認証すべきことではない。また、漁業関係者や市民から強い反対の声が上がっている。東電は漁業関係者の了解なくして汚染水放流をしないことを約束している。閣議決定で海洋放出の方針が出されたからと言って、東電と漁業関係者の間の約束が反故にされるべきではない。また、内閣も原子力規制委員会も、この約束を外から勝手に反故にすることは許されない。さらに、海洋放出方針決定以降、公聴会・説明会等が開催されていないなど合意形成プロセスに問題が多い。

原子力市民委員会などが10万トンタンク案、モルタル固化処分案等の代替案を、その設置場所も含めて提案しているにもかかわらず、検討さえしていない。そもそも、だれも信じていない30～40年廃炉計画を前提にして、現状の汚染水タンク保管を止めて希釈放流する方式を選択することは根本的に間違っている。原子力学会による廃炉プランの検討においても、100～300年は必要だと結論している。

現在、タンクの中に約126万m³（2022年3月時点）の処理汚染水が貯められているが、この中には、トリチウム以外にも、ストロンチウム90、ヨウ素129などが残留し、7割近くの水で告示濃度比総和1を超えている（基準超えとなっている）。これらの放射性物質の総量は示されていない。東京電力は3つのタンク群についてのみ、64の放射性物質（ALPS除去対象核種62核種およびトリチウム、炭素14）を測定しているが、その他の多くのタンク群については現段階では測定していない。東電は基準超えを起こしている水については、順次二次処理を行い、放出前に測定するとしている。しかし、放出期間は30年以上とみられており、放出が終了するまでは総量は不明ということになる。

また、トリチウムについても、タンク内に780兆ベクレル（2021年5月時点）存在することが示されているが、デブリや建屋内には未だ大量のトリチウムが存在している。地下水の流入をとめない限り汚染水は増え続けるため、放出総量については不明である。何がどれくらい放出されるのか極めて重要なデータが示されないまま、審査が行われたことになる。

汚染水の主要な発生源となっているのは、破壊された建屋内への地下水の流入である。巨額の費用で建設された凍土壁は、地下水の流入を十分止めることができていない。水を通しやすい地層の下限にまで届いていないという指摘もある。地下水バイパスも同様に地下水の通り道である帯水層を適切にとらえきれないという指摘がある。地質の専門家により既存技術を使った広域遮水壁の建設が提案されているが、東京電力・政府はこれらの提案を真剣に検討し、抜本的な止水対策を優先すべきである。

以上の理由により、この決定は大きな誤りであり、原子力規制委員会は認可を撤回すべきである。